

「国民論派」の使命（一）

——陸羯南の初期政論をめぐって——

目次

序 宣言「国民論派」

第一部 「国民的政治」

第一節 「国民の特立」——世界と日本

一 「宇内主義」と「国民主義」

二 「内治干渉論」

三 「自衛的国民主義」

——以上本号——

第二節 「国民の統一」——立憲政体

第二部 自由と自治

第三節 自由とリベラリズム

第四節 地方自治と国民

第三部 社会と国家

第五節 徳義的社会

第六節 権力と輿論

むすび

「国民論派」の使命（一）

坂井雄吉

序—宣言「国民論派」

「それ自体はまだ自然法的思考の本質的な徴候をおびていた精神が、その過程で思考の固定性をゆるめるに至ったあの現象……」

(F・マイネッケ『歴史主義の成立』⁽¹⁾)

←

陸羯南がその主著とされる『近時政論考』を刊行したのは、明治二十四年六月のことであった。細かくいえば、社説として連載されたのは前年八月から九月にかけてのことであるが、その中で彼は、維新以来の日本における各種「政論」の流れを四期に分けて追跡し、それぞれに彼自身の目からする整理を加えたあと、最後に、いわば最新あるいは最先端の政論派としてみずからの拠って立つ「国民論派」^{ナショナルリズム}を位置付け、その趣旨、特徴について入念な説明を試みていた。疑いもなくそれは、「国民論派」の綱領的な宣言と見るべきものであった。しかし宣言の文章は必ずしも一読明瞭といった種類のものではない。むしろ難解というのが当るのではないか。彼独得の修辭法というよりもおそらくは彼の説く「国民主義」の複雑な性格がその主たる理由かと思われるが、いずれにもせよその綱領的な主張が限られたスペースの中で語られる以上、表現は当然のことながら極めて抽象的であり、これのみをもってその意味するところを的確に把握することは到底困難といわざるを得ない。

尤も、いうまでもなくこの宣言はある日突如として生れたものではない。その背後には少なくとも明治二十一年四月、『東京電報』を舞台に始められて以来の政論活動の蓄積があり、その間の数々の論説をいわば素材として併せ考えることとすれば、宣言のより具体的な理解に迫ることもある程度まで可能ではないか。一方また逆に、個々の政論の時事論

的な制約をこえてそこに貫通する彼の考え方を読みとる上で、宣言の文章が一つの鍵というか、有益な示唆を与えることもおそらくは少なくないと期待される。

そのような意味で本稿は、『近時政論考』の成立前後の時期、つまり明治二十三年後半から二十四年前半の頃を一つの区切りとしてそれ以前を初期の政論活動と捉え、そこでの彼の思考の特徴を探ろうとする試みである。何故初期なのか。筆者の準備不足、力不足といえどもとよりそうに違いないが、ただ敢えてポジティブにいうなら、ほぼこの二十四年前後を境として、彼の政論そのものに一つの大きな変化が見られるのではないか、とするのが筆者の想定である。内外の政治状況にも大きな転機が訪れていた。帝国議会の開設が維新以来の藩閥独裁体制に決定的な構造変化をもたらすものであったばかりか、外的環境としても、いわゆる「東洋の危機」が急激に人々の意識を蔽い始めるのが、二十四年頃のことであった。そして現に羯南の政論についてみても、この頃を前後して政治的現実との格闘という性格が急速に強まるかに感じられる。これと比較するなら、それ以前、つまり初期の政論には、ある程度まで理念あるいは原理論的な主張がより多く見出されるといえよう。

従って初期の政論を対象を限定する本稿の考察とは、つまり彼の政論の思想を、体系的とまでいえるか否か、一先ずは比較的理論的な角度から、あるいは彼における政治の「理念」に焦点を合わせて、整理しようとする試みともなすことができよう。初期の政論の中にも直接に政治、経済の現実問題を論じたものもとより少なくないが、基本的にそれらは「現実政治との格闘」を主題とする予定の別稿の考察に譲ることとしたい。本稿はそのような後年の「展開」の意味をよりの確に捉えるためにも、必要な一つの基礎作業をなすものと筆者は考えている。

〈二〉

本論に入るに先立ち、あらかじめ「国民論派」の宣言なるものを一通り見ておくこととしたい。先にもふれた通りそれは難解であるにしても、少なくともそこに提示されている問題とは何か、その広がりや輪郭だけでも整理しておくことは順序として不可欠といわなければならない。

宣言の最初は、「国民的精神」と題した一項であった。そこで何よりも強調されるのが国民論派、またその唱える国民的精神なるものの時代にすぎがけた新しさの点であり、これを目して「鎖国的精神」あるいは「攘夷的精神」の再来とする世上の誤解を意識しつつ、何らそれは「排他的思想」ではなく、むしろ「博愛主義」にこそ近いものだ⁽²⁾と彼は⁽²⁾べる。しかもこの主張をさらに補強するものとして続くのが、「泰西国民論派」とその「国民精神」についての数項目にわたる紹介であった。彼はその冒頭、「近時の政治は即ち国民的政治なり」とするのが今や「泰西の政学者」に共通の見解であり、その「国民的政治」とは「外に対して国民的特立、及び内に向って国民的統一」を意味するもの⁽³⁾だとしながら、この一点だけから見ても国民論派が「実に最新論派」たる所以は知られるであろうとのべる。そしてそのような西欧の「国民的精神」がいかにして発達するに至ったか、その歴史を「宗教的変遷」(宗教支配の克服)、「政治的変遷」(フランス革命)、「軍事的変遷」(ナポレオン戦争からドイツ、イタリアの建国に至る)の過程として延々と説明するが、結論として彼が確認する「泰西国民論派」の「本領」とは、何よりも政治の基礎を「ナショナルリテアの原則」⁽⁴⁾に置く点にあり、他ならぬこの原則の確立を待って初めて、人々の「自由及幸福」も、「国民の進歩」も保障されるに至ったとされる。この意味でそれは「実に近時に生じた新論派」⁽⁵⁾であり、「博愛的」、「進歩的」論派でこそあれ、「排外的」、「保守的」論派では決してない、と論じられた。しかも彼がこのような「泰西国民論派」とその「国民的精神」なるものと、みずからの、つまり日本の「国民論派」とを重ね合わせ、両者を直ちに同質とは明言しないものの、かなりの程度までパラレルの現象と見なしていたことは疑いを容れない。「仏国の圧制に反動して」起った泰西のそれと、

「欧化主義に反動して」起つた日本のそれと、たしかに「武力と文力と」その「原因」は異るとしても、両者の差は単にその点にのみ止まる、とするのが紛れもなく彼の主張であつた。

羯南が果してこの両者をどこまで同一視しようとしたのか、またその自己認識に何らかの錯誤はなかつたものか否か、それらの点はいずれ後に考えることとするが、ともあれこのような前置きのあとに、本論として「日本の国民論派」の自己主張が展開される。その最初に掲げられたのは、「日本に於ける国民論派の主旨」と題した一項であるが、その書き出しは次の如き印象深い一行で始まっていた。「世界と国民との関係は、猶ほ国家と個人との関係に同じ。」果してそのいわんとするところは何か。世界と国民、国家と個人という、いわば全体と個を意味する二組の関係が同じだとして、その場合、全体と個のいずれの側に力点が置かれたものか。これを単純化して、仮に個の側であれば、いわゆる原子論的な国家観と、国家単位の連邦主義的な国際社会としての世界像が浮び上る。一方、全体の側に力点があるなら、断るまでもなく国家のみならず世界もまた、いわゆる共同体的な性格と切離して考えることはできない。

幸い、この一行には入念な彼の説明が続いていた。ちなみに以下引用の三個の文章はもと一続きのものであるが、便宜上分節することとして、先ず一つには次のように説かれる。

個人と云へる思想が国家と相容るゝに難からざるが如く、国民的精神は世界即ち博愛的感情と固より両立するに余りあり。——①

前半「個人」云々の部分からも、彼の国家観が一種の共同体的な性格のものに属することは既にして明らかといえよう。ただ、その上で全体と個の関係についてみれば、この両者のいずれか一方に力点を置く、つまり両者を対立的に把えるというよりは、むしろその「両立」を前提とするのが彼の考え方であつたかにも見える。しかし続く説明の第二の文章は次の通りであつた。

個人が国家に対して竭すべきの義務あるが如く、国民と云へる高等の団体も亦た、世界に対して負ふべきの任務あり。

②

ここでは、個に対して全体が優位に置かれていとも解せられないではないであろう。尤も、さらにそのあとに置かれたのは次の説明であった。

世界の文明は猶ほ社会の文明の如く、各種能力の競合及び各種勢力の競争に因りて、以て其の発達を致すものたるや疑なし。③

もはや共同体というよりは、あたかもスミスあるいはスペンサーの名とともに知られる自由競争社会を連想させるものとも読めるではないか。

このような三種の説明をどう受けとめればよいのか。細かい詮索をここにのべるのは省略するとして、結論的に筆者の解釈は次の通りである。つまり、一見相反するかに思われる右の第二、第三の説明が、何らの接続詞もなく、ましてや何らの断りもなく、恬然として列記された事実からする時、彼はこの間に何の矛盾をも意識しなかったと考えられるのではないか。そしてもしそうであったとすれば、第二の説明における全体の強調といい、また第三の説明における個の強調といい、いずれも第一の説明にいう全体と個との「両立」という枠内のものであり、その枠内における力点の差にすぎなかったとなすこともできよう。彼が一連の説明の最後に記した次の文章も、おそらくは同じ「両立」の観点から読むべきもののように考えられる。

国民天賦の任務は世界の文明に力を致すに在りとすれば、此の任務を竭さんが爲に国民たるもの、其の固有の勢力と其特有の能力とを勉めて保有し、及び発達せしめざるべからず④

彼はこのあとに続けて、「以上は国民論派の第一に抱く所の觀念にして、国政上の論旨は総て此の觀念より来る」と締

め括っているが、特に右に引用の最後の文章は、「日本の国民論派」に於ての使命、あるいはその最終的な目的を紛れもなく結論的に宣言したものと考えることができよう。ただ、「世界の文明に力を致す」という「国民天賦の任務」とは具体的に何を意味するものか、あるいは「国民的精神」が「世界即ち博愛的感情」と「両立」するとはいかなる意味においてなのか、その点は後にさらに問いつめることとしなければならぬ。

ところで宣言の「大旨」一項には、後半なお一つ、国民論派の「特色」なるものが強調されているのを見落とすことはできない。すなわち前半の説明のあと彼は続けてのべて、「国民論派は其の目的を斯る高尚の点に置くが故に、他の政論派の如く政治一方の局面に向つて運行するものにあらず」と説きながら、その点こそが国民論派の「特色」に他ならないと論じていた。これまた直ちにはその真意を測りかねる文章といふべきであるが、彼によれば、一つには次のように説明される。

国民論派は既に国民的特性、即ち歴史上より縁起する所の其の能力及勢力の保存及発達を大旨とす、去れば或る点より見れば進歩主義たるべく、又他の点より見れば保守主義たるべく、決して保守若くは進歩の名を以て之に冠することを得べからず。

またこれにはなお一つ、次の説明も続く。

夫の立憲政体の設立を以て最終の目的と為す所の諸政論派とは、固より同一視すべからず。

このような説明を与えられてみれば、問題の焦点が「政治」の相対化という主張にあることはほぼ理解されるところと思われるが、しかもそれが説明の中で主として自由民権論との比較を通して、つまりそれとの相違点として語られていた。その点からする限り彼のいう「政治」の相対化とは、一つには自由民権派が信奉する（と彼が見た）意味での「政治」を、国民論派は単に相対的なもの以上には評価しないと主張として受けとめることもできよう。換言すれ

ば、いわゆる十八世紀的な自由主義に基礎を置く「政治」の理論、原則、制度が相対化される、右の説明にいう「立憲政体」云々の部分は、明らかにその点の例証であった。尤も、より広く政治そのものの相対化、例えば広義における道徳の前に権力的な政治の観念を相対化する主張として、これを解釈する可能性もあり得ないではないかもしれない。先にもふれた通り、彼が共同体的な社会観の持ち主であり、自由民権論に対して右の如き距離をとる体質の人間であったとすれば、政治に対する道徳の優位、また手段（制度・理論）に対する目的の優位をより一般的に主張したとしても必ずしも不思議ではない。しかしこの点は、なお後の考察に譲ることとしなければならない。

〈三〉

さて、以上のような「大旨」一項のあと、総論に対する各論とも見るべきいくつかの項目が続く。その最初は「政治に於ける国民論派の大要」と題されていた。右に見た通り「政治」の相対化が国民論派の「大旨」に属する「特色」であったものとすれば、その前提の上で「政治に於ける」目的があらためて語られたとしてもそれを無駄な重複と見ることは必ずしもできないであろう。そしてこの一項の論題は、羯南の名とともに広く知られる「ナショナル・ポリチック国民的政治」の観念であった。この語が、「泰西の政学者」（特にブルンチュリ）に由来することは既にふれたが、ここでも羯南は「外に対して国民の特立」、「内に於ては国民の統一」、これが「国民的政治」の要件だとのべる。とはいえ前者つまり対外的な「国民の特立」の問題については、ここに何ら立入った説明が加えられていない。それなりに自明ということでもあったであろうか。念のためいえば、彼において「特立」の語は「独立」とほぼ同義のものとして用いられていた。

とはいえ、先に「大旨」の中で彼が「世界の文明に力を致す」ことが「国民天賦の任務」だと謳いあげた点からすると、ここで一方的に「特立」が強調されることはやや奇異の感を与えないといえよう。それだけではない。現

に同じ宣言の終り近く、「国民論派の対外旨義」と題した一項でも、彼は専ら「各国民の対等権利」を論じて、「独立」の側に論点を集中していた。すなわち彼はそこで、各国民の間に「兵力富力」また「人種」など「無形上の差等」、「自然的優劣」が事実として存在することを認めながら、しかしそれゆえに「卑屈の地に立つ」ことは誤りであり、「国民的自負心」こそは「国民的特立」のために不可欠の要素だと力説する。⁽⁶⁾ たしかにそのような独立をめぐる「対等権利」の主張を、先の「国民天賦の任務」論と相容れないものと考えする必要は必ずしもないのかもしれない。一方で権利と他方での義務と、この両面の要素の上に成り立つ「独立」の観念こそ、先に見た通り全体と個の「両立」を理念とする彼の社会観にとって、いわば論理必然的な帰結であったと考える余地もあるのではないか。

ただ、仮にそうだとしても、なお彼において「独立」への関心が優位を占め、「任務」の側の影は薄いという印象を実は抑え難い。「世界の文明に力を致す」べき「国民天賦の任務」とは果して具体的に何を意味するものか。この点についてここでの彼の説明は到底十分ではないが、敢えて推測するとすれば、例えば右の「自負心」の強調に続けて記された次の一行の中に一つの示唆が見出されるともいえよう。「世界の文明は此の国民的自負心の競争より起るものなり。」先にはまた「大旨」の中で、「世界の文明は猶ほ社会の文明の如く、各種能力の協合及び各種勢力の競争に因りて発達を致すもの」とも彼は語っていた。つまり、「世界の文明に力を致す」とは、世界に向けた何らか特段の「貢献」を指すものではなく、むしろ各国民が「特立」を達成し、かつこれを維持することそのものが、実は「国民天賦の任務」であり、また「世界の文明」に対する寄与に他ならない、とする解釈もあり得るのではないか。ともあれこの点については後にさらに細かく見てゆくこととしなければならぬ。

次いで「国民的政治」のなお一つの要件、内政における「国民の統一」とは何か。これは先の「国民的特立」ほどに自明ではない。例えば通常この語で想起される如きいわゆる封建制的な国内割拠体制の克服、中央集権国家形成の課題

は、日本の場合すでに達成されていた。⁽⁷⁾しかし先ず彼が定義的に説明するところによれば、「国民の統一」とは「凡そ本来に於て国民全体に属すべきものは必ず之を国民的ナショナルにするの謂なり」とされ、より具体的には、「帝室、政府、法制、裁判、兵馬、租税」など、これらはすべて「本来に於て国民全体に属すべきもの」とも彼は語っていた。つまりそれらが「一種族、一地方、又は一党与の専恣」の下におかれ、つまり「国民中の一部に任して其私領」とされたのが「昔時」における「実相」であり、それは「国民統一の実なきもの」であるがゆえに「此の偏頗及分裂を匡濟」せんことこそ、国民論派の内政上の課題だと論じられた。

然らばその「偏頗及分裂を匡濟」せんがために彼が必要と考えたものは何か。続く彼の説明は次の通りであった。「去れば国民的政治とは此の点に於ては即ち世俗の所謂輿論政治なりと云ふべし。⁽⁸⁾」またこれには、次の如き説明も続いていた。「『天下は天下の天下なり』と云へる確言をば実地に適用し、国民全体をして国民的任務を分掌せしめんことは、国民論派の内治に於ける第一の要旨なりとす。』漠としてとりとめない説明とも思われたいではないが、さらに彼がこの一項の結びとして記した次の一行は、やや具体的となすことができるであろうか。すなわち、「此の理由によりて国民論派は立憲政体の善政体なることを確認す。」問題が「立憲政体」に関連することは明らかであり、つまり、「国民的統一」とは彼において「立憲政体」の実現という課題と不可分のものであったことが理解されるであろう。尤も、彼のいう「立憲政体」の語が、当時知られていた政治的制度としてのそれと単純に同一であったか否か、その点には多分に留意が必要である。彼は先に「大旨」の中で、「夫の立憲政体の設立を最終目的と為す所の諸論派」とみずからを区別し、またここでも立憲政体を「善政体」として認めるに止まっていた。この二つの文例における立憲政体の語が、世の通常理解における政治的制度としてのそれを意味したことは明らかであるが、一方、右の引用に見られる「世俗の所謂輿論政治」あるいは「天下は天下の天下」云々、そのいわば持つて廻った表現は、何らか彼独自のニュアンス

を感じさせずにはおかないであろう。この点もまた後にさらに検討すべき重要な問題といわなければならない。

「国民的政治」の觀念について以上のように説き終つたあとには、「国民論派と他の諸論派」と題した一項が続く。「他の諸論派」といいながら、ここでも主たる比較の相手は自由民権派であり、三点に整理されたその相違点とは、先に「大旨」一項の後半、「政治」の相對化として本稿が指摘した国民論派の「特色」を基本的に再確認しながら、若干これを敷衍したと見るべき内容のものであった。先ず相違点の第一、国民論派が立憲政体を「善政体」と認めるのは専らそれが「国民的統一を爲すの便法」たるがゆえであり、他の諸論派の如くこれを「最も進歩せる政体」、「文明政体」、あるいは「自由政体」と見なし、これに向けての「変改」をそれ自体目的とするものとは異なる、と彼はのべる。国民論派にとって重要な目的は「改革其物」ではなく、「改革より生すべき結果」に他ならない、とするのがその主張であった。

次いで特質の第二、然らば国民論派が目指す「最終の目的」とは何か。「国民全体の力を以て内部の富強進歩を計り、以て世界の文明に力を致さんこと」がそれであった。先に「大旨」一項の中で謳われた表現と字句の上で若干の差はあるものの、もとよりその含意は一貫したものと見る事ができよう。そしてこの目的、つまりこの「国民的任務」を果さんがために、「国民全般に此の任務を負はしめんこと」を期待し、そのゆえに「一の方法」として国民論派は「代議政即ち立憲政」を採るところでも彼は強調するが、興味深いのはそこにつけ加えられた次の一節である。

故に此論派は國家又は個人の觀念を取りて其の一方に偏依するが如きことあらず、國の情態に應じ國家の權力と個人の權利とを調和し、之をして偏依の患なからしめんことを期す。何となれば其偏依、或は自由を破滅し、或は秩序を紊亂し、而して國民的統一を失へばなり。

先に「大旨」一項で触れた全体と個の「兩立」、つまり有機體論的な「調和」の考え方が、ここで、特に内政との関連

においてあらためて確認されるものといえよう。

最後に特質の第三、それは「史蹟」の重視という論点であった。すなわち国民論派は「常に史蹟を考量の中に算へる点に特色を持ち、そのゆえに「各国民の間に制度文物の異同あること」、のみならず「強固なる国民は其一国民たるの表標として特別の制度を有するの至当なることを確認」するものだ」と彼はのべる。先の「大旨」一項の中に、「歴史上より縁起する所の其の能力及勢力」とする表現のあったこともここで想起されるであろう。また特に彼がこの文脈で、「国民論派は社会百般の事物に付ての如く、政治法律の上に付ても国民的特立を必要の条件と為す」と付記していたことも見逃されてはならない。⁽⁹⁾そこにいる「政治法律」とは単に一般論たるに止まらず、より具体的にはここでも就中立憲政体が問題の中心であったかに見える。現に彼は一項の後半においてのべて、仮に「代議制度」が泰西から「移植」されるにしても、その際には「必ず之に特別の色容を付し、日本国民と此制度との密着を図」ること、またさらに「立憲政体を日本的にして世界中に一種の制度を創成」することこそ、国民論派の目標とするところだと論じていた。尤も、そのように彼の重視する「史蹟」あるいは日本的な「特別の色容」とは果して何を指すものか、ここには右以上の説明は見当たらないが、推察するに、結局は彼が随所に強調するところの「国民的特性」と不可分の問題であったといえよう。ちなみにここにいう「史蹟」の語のゆえにこれを「歴史」と解し、そこからして羯南の「歴史主義」を云々することに慎重でなければならぬであろう。「歴史」あるいは「歴史主義」の語の多義性ももとよりこれには関連するにせよ、この点を精密に検討することは羯南全体の理解にとって少なからず重要と考えられる。⁽¹⁰⁾

さて、このように国民論派と他の諸論派との相違を三点にわたって論じたあと、さらに国民論派の「内政旨義」と「対外旨義」と題した二項目が続く。この後者はすでに紹介した通りであり、ここには前者、「内政旨義」の一項について見ておくこととするが、まずはじめに彼は右に言及した国民論派の特質三点を要約して次の通りのべる。「要するに

国民論派は単に抽象的原則を神聖にして之を崇拜する者に非ず、先ず国民の任務を確認して之に要用なる者を採択し、以て国政上の大旨を定むる者なり。」そのような「抽象的原則」の相対化、結果重視の考え方が先の「大旨」後半の強調した「政治」の相対化という「特色」の、いわばコロラリーに属することは断るまでもないが、彼が国民論派の「内政旨義」として説くところもまた、明らかにその延長上に展開されたものであった。しかしその主張は一段と具体的であり、彼の「本音」の重要な部分がある程度まで直截に語るものとして興味深い。すなわち彼によれば、「自由主義」と「平等主義」、「専制の要素」と「共和の要素」、「貴族主義」と「平民主義」、「干渉」と「自治」、さらに「国家」と「個人」など、通常それぞれに対立的と見られる二項はともに内政にとって必要な要素であり、「抽象的理論」によっていずれか一方を切り捨てることはしない、またそれぞれ両要素間の「伸縮」も「理論上」ではなく「實際上」において、つまりは「国民の事情」に応じて決定する、「要は国民の統一及び其の進歩を期するに外ならず」、これが国民論派のとべき「内政旨義」だと説かれていた。

ちなみにこのような主張にも関連して、羯南の「折衷主義」、「相対主義」、またさらに「リアリズム」云々を指摘する見解も間々見られないではないが、筆者の関心からする時、むしろここにはより興味深い論点が含まれているもののように考えられる。例えば列記された二項対立の各要素とはこれを整理してみれば、帰するところ「国家的」要素と「個人的」要素、あるいは「秩序」の要素と「自由」の要素との対立項として理解することができるのではないであろうか。彼はそのような意味の両者の要素を、ともに不可欠のものとして強調する。たしかに他はともかく、「自由主義」と「平等主義」をもこの整理の中に含めることは一見不自然と思われたいではないが、彼がこれに書き添えた説明によれば、「自由主義は個人の賦能を発達して国民実力の進歩を図るに必要なり」、「一方「平等主義は国家の安寧を保持して国民多数の志望を充すに必要なり」と説かれていた。少なくとも彼自身の理解において、この二つもまた右の整理の枠組

に組み込まれて然るべき意味のものであったことが知られるであろう。

従って、そのような「国家的」要素と「個人的」要素の「併用」という主張が、先に「大旨」一項の中でもふれた通り、国家と個人との「両立」という彼の有機体論的あるいは共同体的な社会観と共通の根を持つこと、いわばその「内政」版に他ならないこともはや明らかとなすことができよう。そして、もしそうだとするならここ「内政旨義」の項で提示された彼の考え方とは、単なる折衷主義というよりも、むしろかの古典古代以来近世に至るまで、いわゆる共和主義の思想的伝統の中にしばしば登場し、やがて権力分立論へと展開していったとされる混合政体論の発想に近いものとして理解すべきものではなかったか。⁽¹¹⁾ しかもそれこそは、立憲政体なるものを「国民の統一」のために不可欠としながら、しかも「一の方法」として以上の位置づけをこれに与えようとしなかった彼の考え方と、まさしく整合するものであったといわなければならない。

このような彼の主張が単なる相対主義に止まるものではなく、逐一かの自由民権論に対する批判の意味にもつながったことは明白である。「内政旨義」一項の中でも彼はその点について意識的であった。例えば右の「国家」と「個人」の二項対立に関連して彼は、一方的に「個人主義を取るもの」、また一方的に「国家主義を取るもの」、それらはいずれも「旧時の迷想を争ふ」ものに過ぎないとのべる。また「自由主義」と「平等主義」の併用を説く文脈において、彼はあからさまにこうも語っていた。「敢て其天賦の権利たり、又は泰西の風儀たるが故を以てするにはあらざるなり。」そしてここまですれば、この一項で彼が忌避してやまなかつた「抽象的原則」ないし「理論」なるものが、おそらく一般論というよりも特殊に十八世紀的な自由主義の「原則」、「理論」に他ならなかつたことも、おのずから首肯されることろといえよう。自由民権論の「超克」が国民論派の課題の中に含まれていたことは、先ず疑いを容れない。しかし鶏が先か卵が先か、もし仮にそれが唯一あるいは最大の動機をなしたといえれば、おそらく鶏南の逆鱗に触れるであろうとす

るのが筆者の解釈である。

ところで、このあと既に言及した「対外旨義」の項をもっていわゆる各論部分が終り、最後に「国民論派の発達」と題する結びの一項が置かれている。そこでは宣言冒頭の「国民的精神」の趣旨をさらに補強するかの如く、将来に向けた国民論派の積極的な意義があらためて強調され、国民論派とは単に「欧化風潮」に抗する「反動論派」たるに止まらず、「日本の社交上及政治上に構成的論旨を有するもの」、従って「将来永遠に大目的を有するところの新論派」だと説かれていた。「構成的」とは「建設的」というほどの意味に解することができよう。しかもそのような「新論派」たる所以を裏書きする意図でもあったであろうか、そのあと特に「自由」と「平等」に対する国民論派の、いわば開かれた姿勢を力説する一節が続いている。彼における「自由」また「平等」の觀念については、いずれ後に節を改めて検討することになるが、先に「内政旨義」の一項に若干言及があったことでもあり、ここには宣言に謳われた限りでその特徴を見ておくこととしたい。

先ず彼は国民論派が「固より自由の理を識認」し、また「固より平等の義を識認」するものだとしながら、端的にそこで、「智識は自由の本なり、道徳は平等の源なり」とのべる。その出典はなお明らかではないが、彼の説明によればその意味は次の通りであった。先ず自由について、「自治の能なきものは人に治められざるを得ず、自営の力なきものは他に制せられざるを得ず、自由は智識の進歩して、固有の能力を用いる者ほど多く之を有す。」次に平等について、「貴賤の間に礼讓存し、貧富の交に敬愛行はれ、而して後に平等の義、国民一致の実相を見るべし。」そしてこのような意味での自由と平等を国民の間に浸透させるためには「教育」が必須の要件をなすとした上で、「自由の理明かに、平等の義立ちて、而して国民的政治は全きを得」と彼は結んでいた。なお必ずしも納得できる説明ではないかもしれない。特に「道徳は平等の源」とする発想は今日の通念からして難解のように思われるが、ただ、ここに示された自由と平等

の觀念がいずれも、少なくとも権利論の上に構成されたものではないという、その一点だけは明らかといえよう。その限りで、先に引用した「内政旨義」一項の中での「自由主義」、「平等主義」の説明とも無理なく整合するものとなすことができる。いずれかといえば、大陸自然法の系譜に近い捉え方ともいえるであろうか。⁽¹²⁾

さて、「国民論派」の宣言とは筆者の見る限り、以上の如き内容のものであった。彼はその最後に結びの言葉を次のように記す。

君子の其真理を明にせんとするや、その説の時に容れられざるを憂へず、其の理の世に誤解せらるゝを憂ふ。吾輩は特に国民論派の為に之を言ふ。

その尻馬に乗って、筆者もまた「特に本稿の為に」この言葉を借用したいといえばおそらく不遜の罪を免れないが、余談はさておき、宣言にこめられた彼の自負のほどはこの一段からも如実に窺うことができよう。「国民論派」の宣言とは、紛れもなく彼がみずからの使命感を語ったものであった。そして、上来の考察によれば、国民論派の最終目的が帰するところ「国民の特立と統一」にあったことは疑いを容れないにせよ、そこには彼独得の意味ないし内容が要求されていたことを無視することはできない。そしてその独自性を規定したもののこそ、彼の有機体論的な、あるいは共同体的な「社会」の觀念であり、従ってまたかの十八世紀的な自由主義を拒否する政治観であった。そのように見る時、彼の宣言とは、当時のお世界で、また日本でも、滔々として進行途上にあつた時代の大勢に向けて、彼がつけつけた一つの挑戦状に他ならなかつたとも考えることができよう。

「国民論派」の宣言をめぐる序論的な整理は一先ずこの辺で打ち切ることとして、以下にはいよいよ本論として考察の範囲を宣言に先立つ数々の社説にまで広げることによって、いわばこの仮説的な見通しをより具体的なレヴェルで検証する作業に進まなければならぬ。

「序」——註

- (1) 菊盛秀夫・麻生建訳『歴史主義の成立』(上) 筑摩叢書、一九六八年、四五頁。
- (2) 「博愛主義」の意味については、第一節の註(12)で触れる。
- (3) すぐあとの「ナショナルリターの原則」云々も含めて、ここにいう「泰西の政学者」の代表格がかのブルンチュリであった。この点、山田央子「ブルンチュリと近代日本政治思想」(上下)『東京都立大学法学会雑誌』第三三卷第二号、第三三卷第一号、一九九一—二〇〇〇年、を参照されたい。羯南が主として利用したのはブルンチュリの『政治学』(J. C. Bluntschli: Politik als Wissenschaft—Lehre vom modernen Stat. Dritter Theil. Politik. 1876)であるが、その仏訳か、英訳か、邦訳か、あるいは原本か、その辺は定かではない。本稿で出典を示す場合には便宜上原本を基本とするが、先ずここでの「国民的政治」云々の話は第二編第四章 “Nationalität und Humanität (Internationalität)”の中の、七四—五頁にある。
- (4) この歴史の変遷の部分は主としてモリス・ブロックからの引用だと指摘されている。参照、松田宏一郎「『近時政論考』考—陸羯南における『政論』の方法—(二・完)」『東京都立大学法学会雑誌』第三三卷第二号、一九九二年、八五頁。
- (5) 羯南が「近時」あるいは「近世」という時、それは多く十九世紀の六、七〇年代以降を指すものとして使われている。この点、より詳しくは第一節(九四頁)でも触れる。
- (6) この出所は明らかではないが、彼の「外国人論」(22・6・22)の中にも次のような文章が見られる。「蓋し正当なる愛国心の前にしたるは、万国の史実を繕きて容易に之を知ることを得べし。」
- (7) 例えばこの部分、ブルンチュリの原文では、“die nationale Gemeinschaft und Einheit zu wahren im Gegensatz zu particularistischer Absonderung und Spaltung”(前掲書 七五頁)であった。仏語では「l'unité nationale contre les tentatives particularistes」となる。“La Politique par Bluntschli. Deuxième Edition. 1883. p. 48) 羯南自身もこれを「国民一致」と表記している例があるが(『藩閥的団結と鹿児島郷友会』(21・6・22)および「国民旨義及び東北人士」全集第九卷五九七頁)「統一」よりも「一致」の方がその実質の意味に近いようにも感じられる。例えば「国政の要義」(22・11・30)の中の次の一節を見よ。「吾輩の爰に国民統一と云ふは啻に法律上の統一を指称するのみに非ず、徳義上に於ても亦た日本臣民の帰向する所を統一するを要す。之を爲すの方法如何、曰く国家、皇室、内閣、議會をして名実共に国民的たらしむるのみ、一地方、一種族、一党派の私有に帰せしむる勿れ。」なお丸山真男氏はこれを「国内における政治・経済・文化の国民化、即ち民衆化」として説明される(『丸山真男講義

録』第二冊、一八六頁。)

(8) 余談ながら北一輝『国体論及び純正社会主義』の中にも、例えば「世俗の所謂君民共治の政体」云々の表現がある(第九章)。仮に北が羯南を読まなかったとしてもおのずから使用するほどに、「世俗の所謂」という表現は当時ポピュラーなものだったのであるうか。後考に待つ。

(9) 先に「特立」と「独立」とは羯南においてほぼ同義のものとして使用されたとのべたが、より細かくいえば、時に彼は「特立」の語にいわゆる国民の文化的特質の意味を含ませて、「独立」とは区別する用法を示すこともないではなかった。

(10) 直接に「史蹟」の語のゆえにというのではないが、羯南の「歴史的感觉」、あるいは「歴史主義」に言及するものとして、例えば萩原延寿「書評、陸羯南全集第一巻」(『中央公論一九六九年二月)、また遠山茂樹「福沢諭吉の啓蒙主義と陸羯南の歴史主義」(野原四郎他編『近代日本における歴史学の発達』上、青木書店、一九七五年、のち『近代日本思想体系4 陸羯南集』筑摩書房、一九八七年に収録)がある。

(11) とりあえずは古いものながら、『政治学事典』(平凡社、一九五四年)の中に「混合政体」の項目がある。

(12) ここで示された彼の自由観が、少なくともかの消極的自由の要素と無縁であることは明らかであろう。一方かの「理性的自己決定の能力」という大陸系の、あるいは義務論的自由の定義とは、ある種の近さを思わせないではないが、しかし真に個人的、自立的な「理性」と、彼のいう「智識」とをおそらく同一視することはできない。いずれにせよ、第三節であらためて考えることとしたい。

第一部 「国民的政治」

第一節 「国民の特立」——世界と日本

〈一〉 「宇内主義」と「国民主義」

「国民論派」の宣言において、その最も基本的な使命として謳われたのは、「国民たるもの其の固有の勢力と特有の能力とを勉めて保存し及び発達」せしめ、それによって「世界の文明に力を致す」ことであった。またこれを政治の場での課題として説くに当っては、「外に対して国民の特立」、「内に於ては国民の統一」、この内外両面における「国民的政治」の実現が、国民論派の目的だとも論じられた。そして、そこにいう「国民の特立」とは、「世界の文明に力を致す」

ことと何ら矛盾するものではなく、むしろ両者は「両立」あるいは「調和」の関係にある、あるいはなければならぬとするのが彼の対外認識における一つの重要な特徴であった。宣言をめぐる本稿のそのような見方は、初期の他の政論に現れた諸々の論点と果たして整合するものか否か、またより細かく考察を進めた場合、いかなる視野が新たに開けることになるのか、第一節では先ず彼の対外認識の問題をめぐって、何篇かの論説を考えてみることにしたい。

先ずはじめには明治二十一年中、主として欧化主義の是非を論じた二篇の社説からみてゆくこととするが、その一つが「現今対外政策の二大派」(21・6・7)である。そこでは日本の独立をめぐる「奇道主義」と「正道主義」という「二大派」への論評を主題として、専ら「奇道主義」への批判が展開される。「奇道主義」とは要するにいわゆる積極的な「欧化」主義の立場を指すが、彼は「功利主義」、「貴族主義」、「忘徳主義」などおよびつつ徹底してこれを攻撃する。彼によれば、「実業者多数の膏血を以て一己の功名心を充済」せんと欲するがゆえにそれは「功利主義」であり、「貴族の本領たる奢侈を以て外交政略の元素」とするがゆえに「貴族主義」、また「多数人民の幸福と云へる政治上の徳義を忘れ」たるがゆえに「忘徳主義」であった。彼はまたこうも論じていた。

之を要するに奇道主義は其眼中に「列国」ありて「本国」あらず、「政府」ありて而して「各人」あらず、「貴族」ありて「平民」あらず、「都府」ありて「町村」あらず、「富貴」ありて「貧民」あらず。

これに対して彼がよしとする「正道主義」とは、当然のことながらこれらの欠点を裏返しにしたものであるが、念のため引用するなら彼は次のようになる。

一己の功利を忘れて専ら人民多数の福利を根基とし、奢侈を抑へて民力休養を主とし、貧民の負担を軽くせんことを欲し、町村の衰微を匡済せんことを望み、皇室の尊榮と各人の幸福を顧みて国家の組織を改良せんことを期す。

彼によればこれこそが「国の独立」を重んずる上で必要な考え方であり、これを基礎として「先ず国内の富充を計」る

とともに、列国と交わるに当っては「国力相当の交際を為し、持するに公正の道理を以て」することこそ、「正道主義」だと論じられた。もとより彼とても「欧化」そのものに全面的に反対したのではないが、しかしわが国の独立という要件をどこまで、またどのような意味で重視するか、そこに、「二大派」の間の相違があったといえよう。ただ以上のようになこの社説を整理してみれば、そこでの論議がなおいかにも素朴というか、いわば初期の彼にふさわしい生の声ナマが聞きとれるようにも思われて興味深い。中でも彼が「正道主義」の名の下に要求する国内政治的側面での諸条件、あるいはそれを逐一裏切るものとする「奇道主義」の特徴づけなどは、やがて本稿でも明らかにされるはずの当時における彼の最も基本的な政治・道德観をそのまま反映するものであった。また最後、列国との交際における「公正の道理」の主張とは、見方によればわが国の弱小性を率直に意識した反応に他ならず、それは「正道主義」なるものの多分に道德主義的な一面をも物語るものであったといえよう。

ところが右の社説から二日後、つまり明治二十一年六月九日から三回にわたって連載された社説「日本文明進歩の岐路」は、同じく欧化主義の問題を論じながら全く面目を一新したものであった。何よりも顕著な変化は、かのブルンチユリへの明示的な依拠の点に見出される。例えばその第一回の論題はほぼ右に同じく、「徹頭徹尾」欧米の文化に学べと説く「甲」論者と、それに同調しない「乙」論者との対比を通して展開されるが、紛れもなく彼自身が与する「乙」の立場についてここではより立入った説明が試みられ、「凡そ国民には歴史上に発達したる特有の性格なるものありて存在し、妄に之れを打破すべからず、故に外国の文化を採用するには此の性格を損せざることに注意し、之を其国民の性格に同化せざるべからず」と論じられていた。そしてそのすぐあと、彼はこれを次のようにも表現する。

各国々民の間には各々特有の性格ありて、国民主義をなすに非ずや……而して国民主義と文化とは兩者密着の關係を有し、若し文化にして尽く自國特有の性質を失ふに至れば、国民主義なるものは忽ち消滅し、一國の元氣復た振ふべ

からざるに至らん。

ここにいう各国民の「特有の性格」、「文化」、あるいはさらに「国民主義」などの用語は、断るまでもなくブルンチュリに負うものであった。⁽¹⁾ しかも興味深いことに彼はこの「国民主義」の語に社説としては異例の注記を施し、次の通り説明を試みていた。

因みに云ふ、吾輩が斯に用ふる「国民主義」とは英語の所謂「ナショナリチー」を主張する思想を指す、従来「ナシヨナリチー」なる原語は国体、国情、国粹、国風等の国語に訳されたれども、此等の語は従来固有の意義ありて原語の意味を尽くす能はず、原来「ナシヨナリチー」とは国民（ネーション）なるものを基として他国民に対する独立特殊の性格を包括したるものなれば、暫く之を国民主義と訳せり、今後「国民主義」の語を用ゆるは、此義なることと記憶せられんことを読者に乞ふ。

先に「国民論派」の宣言の中でも、彼は「泰西の政学者」の説く「ナシヨナリチーの原則」に言及していたが、ともあれ彼のブルンチュリへの依拠がいささか唐突に政論の表面に現われ始めるのは、実はこの明治二十一年六月前後のことであった。⁽²⁾

そして、この注記における「国民主義」の定義は、彼自身も末尾で特に断っているが、たしかに注目を惹くものといわなければならない。何故なら国民の「特有の性質」としてブルンチュリの説く「ナシヨナリチー」の語が、当時多くは「国体、国情、国粹、国風」などと訳されていたのを不満として、彼は敢えてこれを「国民主義」と訳したのだと説明する。つまり彼の「国民主義」とは、「ナシヨナリチー」の訳語であった。通常今日理解されるような意味での「ナシヨナリズム」の訳語ではない。それは彼の「国民主義」のある種の特殊性を物語るものではないか。これを簡略化しているなら、通常ナシヨナリズムの中に含まれる政治的な運動としての側面、あるいは国民の主体性の契機がそこでは

いずれかといえは弱く、むしろその基礎条件としての「ナショナルリチー」の維持、防衛により多くの比重があったと解することもできよう。そのような特徴は、あるいは形成期のナショナルリズムに通有のものとするべきかもしれない。しかし果して単にそれだけの問題か否か、いずれにもせよ、以下行論のうちに考え続けるべき課題の一つといわなければならぬ。

その点はともあれ、同じ社説の続く第二回では、その彼のいう「国民主義」と「宇内主義」との関係、つまり「列国競争の時代」における「自主独立」の問題へと論点が進められる。これまたいうまでもなく、ブルンチュリ自身が大きな関心を寄せた問題であった。事実羯南も「近世の国家は国民主義を基礎として建立したるものなること」、これは「彼のブルンチュリー氏が吾輩に教へたる」ことだと前置きしながら、問題を次の通り明快に論じていた。

近世に於て、乃ち列国競争の時代に於て現れたる此一大傾向は、論者が熱望せる宇内主義が四海兄弟の主義に基ける未来の世界（若し之れに達する時ありとせば）に必要なが如く、国民主義は今世に於て甚だ必要なるものにして、苟も一国民が列国の間に立ちて自主独立の国権を保たんと欲せば、飽くまでも此の国民主義を養成することを力めざるべからず。

ちなみに繰返し登場する「近世」の語が十九世紀の六・七〇年代以降を指すことは、ここにも明らかといえよう。それが単にドイツ、イタリアの建国の画期というに止まらず、より広い意味でもいわゆる帝国主義の時代、あるいは福祉国家の時代として重要な転換期とされることはあらためて説くまでもないが、先に宣言を扱った中でもふれた通り、彼らみずからの国民論派の歴史的位置をこの意味での「近世」に同定しようとしたかにも見える。そこにある種の背伸び、あるいは短絡がなかったか否か、それは本稿の全体を通して吟味すべき問題といわなければならぬ。

ところで、このように羯南がこの第二回の社説についてもブルンチュリに依拠したことは明らかであるが、その依拠

とは徹底してその論旨あるいは結論そのものまでブルンチュリに忠実であったものか否か、安易に一般論は許されないとはいえ、少なくともこの文脈で見ると、羯南の側にかんがりの程度まで自由な、あるいは「主体的」な取捨の姿勢があったことを指摘しておきたい。何か。例えば右の「列国競争の時代」に対する両者の対応を比較する時、実は羯南の方がよりペシミスティックであったかに感じられる。現に右の引用の中で「論者が熱望せる宇内主義」云々とあるその「論者」とは、他ならぬブルンチュリその人を指すものであった。羯南がその「宇内主義」の可能性を遠く未来のユーロピアに向けて押しやるのに対して、片やブルンチュリは一方で「国民主義」の要素の重要性を十二分に認識しながらも、他方、国際法、郵便電信、国際通商等々の発達の中に「宇内主義」のある程度まで現実的な、あるいは漸進的な可能性を見出そうとしていた。⁽³⁾ その差が何に基因するものか、おそらくこれも単純な解答を許す問題ではないが、少なくともその種のズレあるいは両者間の距離をそれとして見据えておくことは羯南論として重要といわなければならない。

そして、このように羯南が少なくとも「近世」に関する限り、一方的に「国民主義」の側に力点を置くのを見れば、世界と各国民との「両立」あるいは「調和」の関係を主張した先の宣言での考え方と果して矛盾しないものか否か、一抹の不安に襲われないでもないが、その点については続く第三回の社説が一つの示唆を与えるかにも考えられる。そこでは先の欧化をめぐる甲乙両論者の比較の延長上に、さらに乙論者の系譜に属する極端なケースとして、盲目的に一切の外国文化を忌避する「丁論者」への批判が試みられるが、そこで彼は次の通りのべる。「斯に一言すべきは国民文化の発達十分ならざるが爲め、其国民主義が時として偏僻の見に陥るを免れざること是なり。」また丁論者を乙論者と対比しながら「一は旧世界の情感に左右されるものにして、一は新世界の知覚に起りたるものなり」とも彼は語っていた。「偏僻なる国民主義」とは彼によれば、「国民の自知」を欠き、「只其感情より発したるのみ」と論じられる。「国民の自知」の語には、「独逸語にて之をゼルブストベウストザイン・デス・ナチオンスといふ」と註記が施されているが、要

は成熟した国民としての自覚というほどの意味に解することができよう。そしてこのような例によってみれば、彼の理解における「国民主義」とは「国民文化の発達」とともに期待されるべき「国民の自知」の上に成立するはずのもの、その意味で本来かなりの程度にまで自己抑制的な、その意味で理性的な性格を要求するものであったことが知られるものといえよう。彼はしばしば「宇内主義」と「国民主義」とが相容れないものではないとも主張したが、たしかにこのような彼のいう「国民主義」を前提してのことであれば、その主張を肯定することも可能といふべきかもしれない。しかし果して彼の「国民主義」とは常にその限度をこえないものであったか否か、なお検討を続けることとしなければならぬ。

〈二〉 「内治干渉論」

以上に見た明治二十一年六月の社説二点はいずれもなお抽象論、原則論の性格が強いものであった。しかしその一年後、条約改正の問題を論じて彼が発表した一連の社説は、国際政治の現実にあつたものとして一段と緊張の度も加わったかに感じられる。事実この年、大隈外相の改正条約案なるものが世上に知られるに至った時、これに向けて彼が執筆し続けた強硬な反対意見は、広く識者の注目を惹き、創刊間もない新聞『日本』の名を一躍高からしめたとすらいわれるものであった。引続きここにはその条約改正意見を通して、彼の対外認識の特徴をさらに考えてみることにしたい。

条約問題に関連する彼の論説のうち早い時期に属するものとして「外国人論」(全二回、22・6・22)と「続外国人論」(22・6・26)がある。その論点は条約改正に伴い外国人にどこまで法的権利を認めるべきか、つまりいわゆる内地雑居と外国人法官任用の是非をめぐる問題であった。彼がこれに制限的な対応を示したことは明らかであるが、ただ、彼も欧州諸国の間で「外民抑制法」が次第に緩和の方向に向っているという時代の流れに無知ではなく、これにつ

いて次の通り語っていることは興味なしとしない。

四海兄弟の義漸く明かなるに従ひ、法理の漸く進歩するに従ひ、經濟の学漸く開くるに従ひ、彼の外国人を敵人視するの情は固より全く終熄したるのみならず、外国人に財産上の権利を制限することも亦た漸く其の跡を収め、今は只だ身分上の権利を制限するに過ぎざるもの如し。

とはいえそれは欧州諸国相互間でのことにすぎず、東洋については事情が異なることを彼は主張してやまない。東洋は今やまさに「欧州諸強国の競争場」であり、「弱の肉は強の食なり、縦令ひ干戈を以てせざるも各国の旗幟が東洋の諸地に翻へる今日」云々と彼はのべる。もとよりそこに東洋あるいは日本の弱小性の意識、またそれに基づく欧州列強への根深い猜疑の念が働いていることは否定できないであろう。しかし注目すべきはそのあとに彼の記した次の如き結論であった。「吾輩は常に博愛主義を以て外国人を見んことを望むも、外国人、特に外国政府も亦た果たして此の主義を以て我が東洋人を見るものなる歟。」

この「外国人」と「外国政府」とを区別する論法は、同じ社説の第二回においても繰返される。そこには「要するに外国人は決して我が敵にあらず、或は反て我が味方なるもの多きやも知るべからず、然れども外国政府は我が味方にあらず、或は反りて我が敵となるもの多きやも測り難かるべし」とあり、さらに「続外国人論」の中でも、次の通りのべられていた。

社交上より見れば四海兄弟なり、外国人は最早や吾輩の敵人として視るべきにあらず、然れども政治上より見れば弱肉強食なり、外国政府は未だ吾輩の友人として視るべきにあらず。

右の「社交」とは彼の用語として「社会」と同義のものであり、この引用によってみれば、彼が「外国人」と「外国政府」との間に設けようとした区別とは、一つには「社会」と「政治」との区別に関連していたことが理解されるであら

う。事実右の引用に先立ち、彼が「続外国人論」の冒頭に掲げたのは次の如き認識であった。

破壊的器具の進歩する其の表面には生産的作用の益々發達すること、及び侵奪政略の流行する其の裏面には博愛主義の愈々拡張すること、是れ實に今世紀に於ける宇内一般の特色なりと云ふべし。

そして一般的にも、いずれかといえど「社会」の側に明るい展望をつなげようとするのは、彼に一貫した考え方であったかに推察される。そのゆえにまた健全なる「社会」の維持は、終始彼にとって重大な関心事であった。例えばこの社説の後半、彼は内地雜居の問題を論じつつ、「今日東洋の海岸に居留する欧州人」は「其の私行殆ど文明社会の容れざる所のもの多く……」とのべて、縷々警戒の必要を訴えていた。「東洋に來れる耶蘇教國人は監獄を出でたる囚徒の如し」とすらのべる。外国政府と違つて外國人はもはや敵ではないとした先の見解と一見そぐわぬ主張のようにも思われるが、ここで彼が何よりも恐れたのは「國民的精神に乏しき今日の日本衆民」が、「外國人の爲に其社交上の秩序を乱されんこと」であった。つまりここでも問題は彼の考ふる健全な「社会」の防衛にあつたといえよう。

ところで、右に見た論説の中でもすでに彼は、國際關係が「政治上」より見れば「弱肉強食」の場に他ならないとする明確な認識を示していた。そのような認識は果して先の宣言に見出された彼の、世界と各國民との「兩立」、「調和」を説く主張とどのように関連するものか、あらためてこの種の疑問が起ることは避けられないが、その点を考える上でも興味深いと思われる資料の一つが、明治二十二年の八月から九月にかけて、全十二回にわたつて連載された社説「内治干涉論」である。これにはさらに「内治干涉論補遺、解惑」（全六回）も続くが、それらは條約改正を論じた彼の最も中心的な論説であり、條約問題を端的に國際法上にいう「内政干涉」の問題として追及するといふその視点から、すでにして戰闘的な彼の姿勢は明らかとなすことができよう。

先ずその第一回、「緒論」の中で、彼は大隈案による條約改定への反対理由、その「根源」なるものを五ヶ條に整理

して列記するが、注目をひくのはその第一として掲げられた次の文言であった。「日本は東洋建国の師表たるべき天職あり。」突如として登場するが、先の宣言で彼が強調した「国民天賦の任務」つまり国民の「天職」とは、「国民の特立」を全うして「世界の文明に力を致す」ことではなかったか。それと、ここでの「天職」とはどうつながるものか。ましてや「東洋建国の師表」という表現には、後年の悪しきアジア主義、いわゆる大東亜共栄圏の悪夢を連想させる響きすら感じられるのではないか。もとよりここでの彼の説明に見る限り、その意味は必ずしも一足跳びにその種の危険に直結するものではなかった。彼は次の通りのべる。

外政の目的たるや其の高尚なる点に於ては啻に一国の独立を保つのみならず、又た各独立国の間に権力の平衡を持して世界の平和を保たざるべからず、日本は東洋に於て二強国の一なり、東洋に於て第一の開進国なり、故に日本の外政を論ずるものは、先ず此の覚悟を以て諸外国に当るを要す。

問題は条約改正であり、彼の要求するところは要するに「国権の全回復」であって、「東洋建国の師表」云々も、いわば完全な独立国としての模範といったほどの意味に過ぎないと解することもできる。しかし果してそれだけのことであったか否か、むしろ力点は「権力の平衡」の文字、またそれを含む前半の文章にあったと見るべきではないか、それでこそ条約反対の「根源」として第一に掲げられるにふさわしいというべきであろう。すなわち彼はここで、「国民天賦の任務」つまり「天職」とは単に「特立」を全うするだけのものではなく、世界における「権力の平衡」、いわゆる勢力均衡の原則を守りつつ平和の維持に寄与することもまた、「天職」の中に含まれるとする考え方を明記したのだとも読めるのではないか。先に宣言をめぐって生じた一つの謎、つまり「世界の文明に力を致す」とは何を意味するものか、という問題には、ここに新たな解釈の余地が生じるものともいえよう。

しかも興味深いのは、彼にこのような認識を促がし、あるいは彼の主張の後押しをしたと思われるのが、かの十八世

紀の国際法学者、E・ヴァッテルであったという事実である。⁽⁴⁾ 彼がその名前に言及するのは同じ社説の第二回でのことであるが、もとより右の引用における「権力の平衡」論もヴァッテルの重要な学説に属するものであった。彼は第二回の中で「夫の公法家ヴァッテル氏の説明するが如く」と前置きしながら、先ず「独立国」なるものを定義して「其存立及進歩に他の妨害を受けざるの権利を有するものは是れなり」とのべる。そして、これについて次の通り説明を加えていた。

蓋し一国民たるものは皆な存立及進歩と云へる二重の目的を有す。而して此の目的を達する爲には独立権と云へる権利を必要とす、国民は一の集合体にして其の権利、其の義務、其の行動、其の目的に係る思想は吾輩之を一個人の天権より抽引し来るものなり、一個人は其生存を保護し其利益に注意し其能力を拡張する爲め、固より天賦の自主権を有せり、一国民たるものも亦豈に此天権なきを得んや、自主権は一個人に於て第一の条件なるが如く、独立権は一国民に於て必要欠くべからざるものなり。⁽⁵⁾

この説明部分には引用カギがないとはいえ、ヴァッテルの忠実な祖述以外のものではない。従って文中の「吾輩」とは勿論ヴァッテル自身のことであつた。さもなければ羯南が「天賦人權」を主張したなどという奇妙な話にもなりかねないであろう。

上来の考察からする時、このような各国民の自主独立の権利を強調するヴァッテルの学説を羯南が歓迎したとしても敢えて不思議ではないが、注目すべきはさらに彼が社説第三回の中で、これまたヴァッテルに依拠しつつ「正当なる内治干渉」論を展開したことであつた。⁽⁶⁾ 長文ながら適宜分節してこれを紹介するとすれば、先ず前半には次のような三つの文章が続く。

○夫れ独立主権の思想は国民主義に基きたるものにして、即ち各国民が各々其の天賦の任務を尽さん爲に不羈自由なら

ざるべからずとの道理より来るものなり。

○然れども独立主権は其の不羈自由を暴用するか、若くは完用する能はずして他の独立主権を欠損し、又は世界一般の公安を妨害するを得ず。

○若し之を暴用することあり、又は完用する能はざることあるときは、被害の国民に於て之を防遏匡濟するの権利あるや明なり。

さらに後半には次の二つの文章が続いていた。

○此の場合に於て内治干渉は即ち一の権利にして、行害者たる国民は義、之を甘受せざるべからず。

○正当なる内治干渉は博愛主義に基くものにして、世界の平安を傷けたる者は其の制裁として之を甘受せざるを得ず、

即ち世界に対して至高の義務を負ふ所の独立主権国は、此の正当なる内治干渉を行ふに充分の権利ありと云ふべし。

念のためふれておこなら、羯南がこのようにヴァッテルに依りつつ「正当なる内治干渉」の肯定論を展開した理由は他にもない、国際法の権威ある学説に照らして、日本が「正当なる内治干渉」を甘受すべき国であるか否か、否、断じて日本は「内治干渉を受くるの理由なし」と主張する目的に出たものであった。もし仮に日本が諸外国に「内治干渉の権利」を与えるような国であるとすれば、諸外国は「行害者たる国民に向ひて主権の作用に拘束を加へ、将来の安全を担保せしむるが為に或は国法を修改せしめ、或は官吏を任免せしめ、又た或は司法制度を変更せしめ、甚しきは陸海の兵備に制限を置くに至る」であろうと彼はのべる。しかしすでに日本は憲法を制定して立憲政体を採ろうとする国であり、法律制度も整備されて、「既往二十一年間に於ても亦た未曾て主権の暴用を以て外人の権利及財産に危難を及ぼしたることあらざるなり。」かく論じつつ彼は、諸々の「不平等」の条件を撤廃し、「国権の全回復」を期することこそ、条約改正の目的に他ならないことをあらためて主張したのであった。

ちなみに国際法学者としてのヴァッテルについて、通常先ずその主たる特質と称されるのは「自然法論者」としての側面であった。右の最初の引用にも見られる通り、「天賦人權」的な基本権を個人に認める彼は、その類推の上に「天賦國權」としての國家の「主權」、自主獨立權を主張する。それがグロチウス以来の伝統を継ぎながら、しかも十八世紀に至って彼が切り開いた国際法学の新たな地平であったとされる。そこからは当然に、国際法上の内政非干渉の原則が導かれるであろう。⁽⁷⁾ とはいえ彼における自然法といわばホッブスのよりもロッキの的に近く、彼が認識の基礎に据えた「社会」とは、国内社会と國際（普遍）社会とを問わず、自然の中に形成される共同体的なそれに他ならなかった。ある論者はこれをヴァッテルの「共和主義的」な側面として指摘するが、⁽⁸⁾ つまり彼において個としての個人また各國家は、全体としての國家また世界とそれぞれ切離しては考えられないものであり、事実彼が國際法の「第一基本法」として掲げたのは、「各國の國民は他の總ての國民の幸福と完成のために、力の及ぶ限り尽すことが義務づけられる」とする右の「共和主義的」な原則であった。それに対して、各國民の自由と獨立、つまり自然法論的側面は、「第一基本法」として位置づけられたに過ぎない。⁽⁹⁾ 各國民間の「相互援助」、「勢力均衡」、従ってまた「正当なる内政干渉」等々の主張が、この「第一基本法」から導き出されることはもはや理解されるであろう。⁽¹⁰⁾

そして、このように整理してみれば、ヴァッテルに対する羯南の傾倒とは単に右の如き國際法上の個々の學說に止まらず、より基本的な意味での共感にもつながっていたのではないかと、とする推測を筆者としては抑え難い。特に興味を唆られるのは、先の宣言の中の他ならぬ「大旨」の問題であるが、くり返すまでもなく彼はそこで結論的に國民論派の使命を要約して、「國民たるもの其の固有の勢力と其特有の能力とを勉めて保存し及び發達」せしむること、そしてそれを通じて「世界の文明に力を致す」という「國民天賦の任務」を果たすことだと謳っていた。これを先の引用の最後に見出される「世界に対して至高の義務を負ふ所の獨立主權國」という表現と比較してみても果してどうであろうか。ま

たその「独立」の権利と「世界」に対する義務とを「両立」するものとした彼の考え方が、ヴァッテルのいう第一と第二の「基本法」の問題に全く重なり合うことも明白である。羯南のヴァッテルに対する深い共感を促したものが、就中「共和主義的」な、つまりは共同体的な「社会」の觀念であったことも、おそらくは既に推察されるところといえよう。宣言における謎の一つ、「世界と国民との関係は猶ほ国家と個人の関係に同じ」という表現も、ここに至ってはもはや何ら難解ではない。⁽¹¹⁾

さて、長い寄り道になったが話を本筋に戻すこととして、「内治干渉論」の第四回は「内治干渉の種類」と題され、そこでは右の如き「正当なる」範圍に止まらず、内治干渉がさらに「蚕食併呑の手段」となり得る危険性の問題が論じられる。国際政治の現実に対するより冷徹な認識が強調されたと見ることもできよう。すでに見た通り、国際法上の「正当なる内政干渉」とは「近隣国の安寧又は世界の平和を維持せんとの博愛主義」に基くものとするのがヴァッテルを通して彼の把握した認識であり、その「博愛主義」とは「干渉者たる国がその利己心より起すべきものにあらず」とする原則だと彼はのべる。⁽¹²⁾ところがそれは「只だ国際礼法の上に於て確定する所の原則に外ならず、夫れ原則は必しも事実にあらず」と説くことが、今や第四回の主題であった。すなわち「内治干渉を行はんと欲するものは、其の名を博愛主義に仮り、最も偏頗なる国民主義を實行せんことを目的とす」る場合が決して稀ではなく、つまり「内治干渉は屢々蚕食併呑の口実となるものなり」と彼は切論する。詳しくはいずれ別稿で触れることになるが、「蚕食併呑」の語で直ちに想起されるのはJ・ノヴィコーの『国際政治』（一八八六年）であり、それは後に羯南の「国際論」（明治二十六年）で種本ともいふべき役割を果した書物であった。⁽¹³⁾ヴァッテルからノヴィコーへ、社説第三回から第四回へ、この論調の転換が彼の論議におけるリアリズムの一層の進行を意味したことは疑いを容れない。同じ第四回の後半部には、さらに次のような端的な表現すら見出された。

凡そ欧州諸列強国が内治干渉を行はんと欲するは、未だ必ずしも博愛主義に基くものにあらず、特に近世の干渉政策は、即ち侵略政策の異称と見做して可なり。

ところで、社説「内治干渉論」はなおこのあとも続くが、本稿の関心からはほぼ以上の考察をもって打ち切ることができる。ただ、第十二回分の中に、あらためて「日本は東洋諸国の師表たるべき任務あり」とする一行があり、先の議論との関連で若干興味を惹かれるが、そこでの説明は次の通りであった。「故に内治干渉を受けて自ら独立主権の作用を拘束せらるゝは、外政の目的に反するものなり、条約改正は日本の品位始て定まるの時なり。」たしかにここでも論点の主眼が完全なる対等条約の確保にあることは明らかといえよう。しかし、「品位」の語が果たしてどこまでの意味で語られていたものか。先には彼は「日本は東洋に於て二強国の一なり、東洋に於て第一の開進国なり」とも論じていた。これと重ねて考えるならば、「品位」の語にはある種の「覇権」への意志が読みとれるもののようにも感じられる。仮にこの時点ですこまで読み込むのは行き過ぎだとしても、少なくとも日本の条約改正を論ずる文脈に東洋との関係がここまでの比重で言及されること自体、注目に値する問題といわなければならないであろう。

そしてその点にも関連して若干補っておくとすれば、彼がヴァッテルの「正当なる内治干渉」論を援用したのは、たしかに先にも見た通り、条約問題に関してのことであった。つまり日本には国際法のいう「内政干渉」を甘受すべき理由は全くない、と論ずることがその主目的であったことに疑問の余地はない。しかし一種の勘ぐりにも近いというべきか、敢えて推測すれば、彼がヴァッテルから学んだと信じた国際法上の「正当なる内治干渉」という知識は、ある日、日本のためにより積極的な役割を果すに至る可能性もなくはないのではないか、そしてそれは、「東洋建国の師表」という一種の使命感と、この「正当なる内治干渉」論とが渾然一体の論理へと合流する時ではないのか、筆者としてはこの種の臆測をも容易には棄て去ることができない。あるいは彼の初期のうちにこの点の確証をつかむことは困難かと思

われるが、先ずは一つの問題点として備忘のためここに記しておくこととしたい。

〈三〉 「自衛的国民主義」

以上のように欧化主義、また条約改正の問題をめぐる彼の議論を見れば、国際政治をめぐる彼の認識が、いわゆるリズムの側面をも十分に内包するものであったことにはや疑問の余地は全くないが、ただ、なおそこで彼の議論は、いづれかといえば受け身、いわば日本の独立の防衛という立場からの立論に終始することが多かったといえよう。しかし条約との直接の関係を離れて対外策を論じた論説は、彼の初期に限ってみても少なからず見出されるとともに、そこではさらに冷徹な認識が語られることも稀ではなかった。そのような種類の認識は、先の「大旨」に見た「調和」的な世界政治の枠組と果して「調和」するものであったか否か、実は彼自身これらの論説を通してこの点の問題と「苦闘」したとも見るべきフシがあり、そのような興味をも含めて、以下何点かの社説をさらに追ってみることにしたい。少なくとも初期にあって、彼の考えたところは最終的にいかなるものであったか。

時間的な順序からして最初にとりあげるべきは「国政の要義」（全三回、22・11・30）であるが、全体としてこの社説からはその翌年に発表された「国民論派」の宣言にそのまま採り入れられた部分も多く、その意味で重要な論説であることは間違いない。尤もここでの考察は特にその第二回後半から第三回前半にかけて、「外政に係る要義」三項目を論じた部分に絞ることとするが、その前に一つ、導入部にある次の文章にも若干触れておきたい。

一個人の各々其の特性を備ふるが如く、一国民も亦た各々其の特性を有す、而して国民が各々其の特性を保持発揚することは、是れ即ち世界の文明進歩に向ひて其の天賦の任務を尽すものなり。

単に彼の持説を再確認することが目的ではない。後半部分に留意されたい。先に宣言を検討する中で、「世界の文明に

力を致す」とは具体的に何を意味するものか、これを一つの疑問とした上で、各国民がそれぞれ「特立」を実現し維持すること、そのこと自体が実は「世界の文明」への寄与と考えられたのではないか、とする解釈を仮に提示したのであったが、そのことはこの後半の文章によっても裏書きされるのではないであろうか。

たしかにそのあと第一節ではヴァッテルとの出会いを考察する中で、実は単にそれだけではなく、むしろ「世界の平和」に向けての貢献こそそこに含まれた重要な意味ではないか、とする解釈の可能性も見出された。しかし右に引用の文章からは、再び振り子が元に戻ったという印象を禁じ得ない。「両立」の枠組とはその程度の揺れ幅を許すものでもあったであろうか。ともあれ、実はここから本題に入ることになるが、彼の説く「外政に係る要義」の第一もまた、外ならぬ「特立」の確保を至上命題として説くものであった。それは次のように論じられる。

外交政略は日本国民の利益名誉を主眼とし、其の余力を博愛主義に致すことを勉むべし。吾輩は外政に付きて只だ日本国民の利益名誉を主眼とし、此の点に於ては一步をも譲ることを欲せず、是即ち外政上の正理公道にして他に毫も顧るに足るものなし、蓋し小国の大国に対する政略は、只だ正道を以てするの外なしと信ずればなり。

続く「外政に係る要義」の第二は、先の宣言において「史蹟」の重視として説かれたところとほぼ重複するものであり、ここには省略するとして「要義」の第三、その骨子は次の如き主張であった。

公正手段を以て国権の回復を謀り、穏和手段を以て其の拡張を計るべし。

ここにいう「公正手段」の語が、右の「要義」第一に関する引用中の「正理公道」に通ずることは明らかであり、また先の社説「現今対外政策の二大派」の中にも「正道主義」の語が見られた。ここでもそれは、次のように説明される。

「条約を改正して国権を回復するは、国民主義の固より期する所なり。然れども之を回復するの手段に至りては、吾輩は唯だ正道を以てすることを主張す、故に吾輩は婉曲手段を取らずして、公正手段を以てせんことを欲するなり。」と

はいえここでの説明には、次のような一節も続いていたことが見落とされてはならないであろう。

然れども公正手段とは必ずしも戦争を開くの決心のみにあらず、唯だ信義を以て之に接し、正理を以て之に当り、国民全体の輿望を以て現条約の改正を世界の公道に訴へんとするの謂なり。

なお冷静と評するべきであろうか。しかしこれには次の如き一節がさらに続いていた。

若し不当の理由を以て之を聴かざるの国民あらば、是れ無道の国民にして信義相交るべきものに非らず、時宜によりては戦争を開くの機あることを決心せざるべからず。

法衣の下に鎧がのぞくというか。「無道の国民」云々には、ヴァッテル流の「正当なる内政干渉」論の響きも聞きとれるかもしれない。ただ、それは単純に「博愛主義」に出るものといえるか否か。もとよりこの引用からして彼が「戦争」に向けて積極的であったと見ることは到底できないであろう。しかし彼の認識ないし論理において、「戦争」の可能性が完全に排除されていたと見ることもまた困難といわざるを得ない。「国民全体の輿望」をもって「世界の公道」に訴えんとする表現には、一種の道德主義を否定できないにもせよ、単にそのみには止まらない、いわゆるリアリズムの裏付けもまた彼の思考には確固として存在したことが、ここにも確認されるものといわなければならぬ。

しかも、右に引用した「要義」第三の説明の中には、「公正手段」による「国権の回復」に加えて、さらになお一つ「穏和手段」による国権の「拡張」もまた主張されていたことが忘れられてはならない。この点について、彼は次の通りのべる。

吾輩は常に国権を回復するのみを期するにあらず、又之を拡張することを期せざるべからず、而して之を拡張するの手段は常に穏和の策を以てするに在りと信ず、蓋し目下抑制せらる、所の国権を回復するは一方の急務なれども、当に占領し得べきの国権を抛棄するは、一方に於て亦た固より失計たるを免れざればなり。

もはや「公正手段」つまり「正道」を以て追求すべき、あるいは追求し得る、種類の問題でないことは、彼自身において意識されている。そしてその「国権の拡張」とは、「当さに占領し得べきの国権」を確保することだとも説明されていた。あるいはその主眼は経済的進出の点にあったかもしれない。しかし果してそれだけのことであったか否か。いずれにもせよ、専ら防衛的な姿勢における「国権の回復」以上のものがそこに要求されていることだけは誰の目にも明らかといわなければならない。⁽¹⁴⁾

また興味深いのはこのように第一から第三に至る「外政に係る要義」を提示したあと、結びとして彼が記した次の一節であった。

以上外政に係る要旨を簡言すれば、吾輩は外政に付き国民特立を主として愛国と博愛と調和せしめ、国性発育と外物採用とを並行せしめ、国権拡張と平和交際とを両立せしめんことを勉むるに外ならず。

ここに至ってなお彼の主張は「調和」、「並行」、「両立」である。少なくともこの枠組を彼が守り続けようとしたことは確かだといえよう。つまり「国民特立」が「世界」との調和、両立の限界をこえたものであってはならないとする考え方は、彼において執拗に一貫するものであったかに見える。共同体的な社会観の世界にある限り、それは彼にとって鉄の枠をなしたとも考えられるであろう。ただ、然らば現実に彼の要求した対外策の数々が、客観的にもその限界内にあったと果していえるのか否か、このあとに見る三篇の社説もまた、彼自身のぎりぎりの格闘の跡を物語るものとして興味を惹く。

その一つが「世界的理想と国民的観念」(全四回、23・1・4)であった。先ずその第一回において彼は、今日眼前の世界には平和に向う傾向と、にもかかわらず国家単位の障壁を強化しようとする傾向と、この二つがともに存在すると論じながら、あらためてみずから次のような問いを立てる。

吾輩甚だ迷ふ、当世の世界は果して人類的の個人を本位として進歩の基礎となすか、將た国家的の國民を本位として存立發育の階梯となすか……二者果して共に是なるか、二者果して共に非なるか、果たして孰れを先にせんか、果たして孰れを後にせんか。

これに対して彼の準備した解答は、「人類的の個人」と「国家的の國民」と、「二者相進んで各々当世文明の根基たるを失はず」とするものであった。「兩立」あるいは「調和」の枠組は、彼の願望としてここでも変らなかつたというべきかもしれない。しかし、「能く國民的の獨立を保ち、且つ人類的の博愛を失はざる」ことは、「決して容易ならず」とも彼はのべる。そして彼の力点が「兩立」の枠内でいづれかといえは「國民的の獨立」の側にあつたことは、例えば次の引用の中にも容易に見てとることができよう。「要するに今日の各國人民は之を個人として多くは博愛の旨義を有すとも、之を國民としては自負的精神を有せざるはなし、独逸の碩学云く、國民なる有機體は天神が宇内を創造する元素の一なりと、豈に然らずや。」⁽¹⁵⁾また彼は右の「人類的の個人」を「世界的理想」とよび、「国家的の國民」を「國民的觀念」とよびながら、この兩者間の「境域を破る」が如きは「今の生存競争の中に立てる吾人進歩の標的を誤る者たるを免れざるに似たり」とも論じていた。

ちなみに彼は右の「世界的理想」と「國民的觀念」との關係を、一種の歴史的進化のタームで理解していたとも見ることができよう。同じ社説の第二回の中でも彼は、この兩者が「相衝突」する場合があるとすれば、それは「其偏傾より生ずるの余弊」にすぎないとして、そこに次の通り書き添える。「猶ほ個人の獨立と衆人の共同と相反せざるが如し。」彼が先に宣言の「大旨」の中で、「世界の國民との關係は猶ほ國家と個人の關係に同じ」と論じていたことが直ちに想起されるであろう。また右に続けて彼は、「要するに國民的觀念も亦是れ世界的理想に達する進化路のみ」とも語つていた。⁽¹⁶⁾しかし、彼にとって、その「進化路」とは無限の彼方まで続く道ではなかつたか。そのことは先にブルンチ

ユリとの比較の上で、彼のペシミズムとして指摘したところであった。続く第三回の論議がもはや専ら国民の自己防衛の問題に集中していたことも、その意味で不思議ではない。「吾人にして世界的理想の域に達し、人類的の理性（即ち博愛）を完ふせんと欲せば、必ずや先ず国民の独立繁栄を努めざるべからず」とのべつつ、その「独立繁栄」のためには国民あるいは共同体の自己防衛が不可欠である所以を彼は次のように説明する。

今日国家の内部に於て個人の交際は暴漢を制裁する法律ありと雖も、国民の交際に於ては只無勢力なる公法あるのみ、而して其れさえ常に強者の玩弄するに任ずるに非ずや。

尤もここでも彼が説くのはたしかに専ら自己防衛であり、それ以上のものではなかったことにも留意すべきであろう。その点を強調して彼はのべる。

家族、部落、国家等の如き各種の共同生活体が其特立を要する本来の目的は、元來彼の博愛の道を破り他を侵害する所の外敵に対する為めにして、必ずしも他を侵害するの目的にあらず。

「共同生活体」あるいは「博愛の道」など、おのずから共同体的な彼自身の社会観を語って興味なしとしないが、この文脈で彼が「夫れ親より疎に及ぼし、近より遠に及ぼすは仁の術なり」とする儒教の、いわゆる「親疎の別」の教義を採用したことも見逃すことはできない。それは世界と国民との「兩立」、「調和」という彼の持説から何かずれるものを感じさせないであろうか。たしかにこの教義そのものは、共同体の「排他性」⁽¹⁷⁾を象徴する命題であったかもしれない。しかし彼がここでこれを援用した時、それは彼における共同体的な社会観なるものへの一種の懐疑、とはいわれないまでも少なくとも論理のある種のほころびを意味するものではなかったか。ともあれこの点は、いずれ別稿で明治二十六年前後、特に彼の「国際論」にふれる際に、あらためて考えることとしたい。

次に論点は他と若干異なるものの、時期的に「国民論派」の宣言が書かれる直前のものとして興味を惹くのが「国是

問題」(23・8・4)である。それは帝国議会の開幕を前に第一回総選挙で選出された議員、いわゆる政党勢力に対して、何よりも対外問題の重要性を訴えようとする趣旨に出たものであるが、先ず冒頭、彼は次の通りのべる。

今日の列国は実に平和の戦争中に在り、此平和的戦国の時代に於て、東洋に国するものは如何すべき欤、嗚呼是れ国是の問題なり。

かくのべつつ彼は、政費節減、冗官淘汰、地租軽減、財政整理、責任内閣、選挙区改定、自由主義、進歩主義、保守主義、藩閥政府の破壊等々、議会での争点を予想して当時好んで論じられていた諸問題をすべて単に「域中の事なり」として却け、「未だ以て帝国大経綸の指針、即ち日本の国是と為すに足らず」と喝破する。換言すれば、「日本帝国は世界の大勢に向つて積極手段を取る欤、將た消極手段を取る欤」、これこそが彼のいう「国是問題」であつた。そしてあからさまに彼はそこにこう書き添える。「若し立憲政体の設立を最終の目的と為し、党派競争の為に主義綱領を描くものあらば、吾輩は之を以て鎖国的政治家と為さんのみ。」これがやがて宣言の「大旨」一項の中に姿を現すことは、われわれの夙に見た通りであつた。

彼がこの社説において、「世界の大勢」として何よりも警戒の目を向けたのは、いわゆる帝国主義の時代における経済的競争と殖民主義の問題であつた。彼によれば、欧州諸国における「百年前大工業の勃興」が「経済の状態一変」をもたらし、今日「生産及労力の過溢」が生じている、各国が「殖民的政略、貿易的政略」を「最重の業」となすに至つたのは、必ずしも「好んで人の国を奪わんが為め」ではなく、むしろこの内政上の矛盾に解決を図り、「内治の安寧を保たんが為」に他ならないと論じられる。この認識はかのジュール・フェリーに依拠したものであり、彼自身翻訳に携わつたその著『東京』の要旨を紹介して、「殖民政略は工業政略の子なり、殖民政略は不朽なる競争法則の国際上に現れたるものなり」とも語っていた。そして彼は、その種の政略が就中「東洋」に向けられる危険性を特に力説する。日

本そのものが彼らの「殖民地」となる可能性は低いにしても、その「貿易地」として影響を蒙ることは先ず必至であり、さらにまた「近隣諸邦」への「侵入」を仮に放置することがあれば、「日本其れ何処に向つて歩を進めんとする欤。」

対外的な緊張という以上に、むしろ焦燥感すら読みとれるものといえよう。たしかに国際政治における「東洋の危機」の開幕を、明治二十四年前後の時期に見る見解は事実少なくない。またこの社説が先にもふれた通り、いわゆる政党勢力への批判、いわば先制攻撃の意図に出たものであったことも考慮すべき要素であろう。しかしそれにしてもなお、内政上の諸問題を一挙に「域中の事」として却け、対外的な「国是」にのみ焦点を絞ろうとするこの論説は、上来の考察による彼の対外観と比較しても、少なくとも一種の飛躍を含むものといわざるを得ないのではないか。もとよりこの社説ではなお、どこまでの「積極手段」を主張したのか、詳細は明らかではなく、これのみをもって結論を急ぐことは早計であろう。これまたここにはただ、この種の論理がすでに早く彼の初期にも見られたことを確認するに止め、やがて日清戦争直前の時点ですらに端的に同じ論理が展開される機会に、あらためて別稿の中で考えることとしなければならない。

さて、最後になお一篇見ておきたいのが、本稿のいう初期の政論として最終の時点に位置する（厳密に言えば「宣言」の発表以後のことになるが）「国民的建国」（全二回、23・4・19）である。その中の個々の論点は上来見たところと多く重複するとはいえ、ここでの一步踏み込んだより赤裸々な立言は彼の「本音」を探る上で貴重であり、またそこに提示される「自衛的国民主義」の主張は、少なくとも彼の初期の対外認識における基本的な立場を結論的に確認させるものとして有益かと考えられる。

先ず第一回の前半、彼は「近世の国民主義」が、「列国公法」においても承認された「公道」に他ならず、それは「極端なる国民主義」とは異なり、単純な「攘夷主義」では決してないことを指摘して「各国独立の権利は則ち各国の

「国民主義に依りて立てり」とのべる。彼がここで「国民の権理、利益、名誉を保持するは天の吾人に賦与せる自由権」だとのべるところはあらためてヴァッテルを思わせるが、しかしそうであればこそ現実には「各国各々其国民主義を保持し、互に相仮借せざることは、所謂文明諸国に於て尤も其甚しきを觀る」、また「公法上の実例」によつてみて、「其権理、利益、名誉の觀念に就ては、尺寸の未尚ほ力を極めて之を争はざるはなし」と彼は切言する。たしかに彼は一方で「列国公法」のいわば規範的意義を認めていたといえよう。しかし他方、その現実的な規制力には極めて否定的、悲觀的な見方を示していた。彼は次のようにのべる。

今日に於て各国間に於ける公法上権理、名誉、利益の保障は、頭に政府を戴ける各人の民法上の権理の如きに非ずして、国民各自の勢力に依りて保持せざるべからず、語を換へて之を言へば、今日の平和は武器を以て維持するの平和なり、今日の公法は腕力を持つて守護するの公法なり。

彼がみずからの国民主義に「自衛的国民主義」の名を与えたのも、まさしくこのような国際法あるいは国際政治の現実を意識してのことであつたといえよう。

吾輩の所謂国民主義なるものは、決して彼の文明富強を自負せる諸大国が抱ける侵略的国民主義に非ずして、則ち公法上公認せる自衛的国民主義なり。

それは断るまでもなく国際法の存在を無視したものではない。またそれは直ちに武力による自衛を主張するものでもなかった。むしろ彼はこの文脈で進んでのべて、「現今の国民的競争は往時の如く戦争に依りて決するに非ず、平時に於ける貿易、文化、宗教、風俗、政法等に於ける勢力の消長は、実に国民の生命に關す」とも論じ、従つてそのゆえに国民たるものなすべきこととして彼の説くところもまた、いわば平時における原則論以上のものではなかつた。すなわち彼はのべる。

故に吾人は旧を去りて新に就き、短きを捨て、長を取るの間に於て常に国民的観念を以て之を折衷し、以て独立建国の大計を立てざるべからず。

これが「自衛的国民主義」の基本姿勢だとされるのであれば、それは上来見たところと変らない一貫性の上にあったと見ることもできる。

しかし、仮にそのような基本姿勢にある種の一貫性が確認されるとしても、その国民主義つまり「独立」の主張に一段と新たな積極性、のみならず激しさが加わったこともまた無視することはできないであろう。例えば彼は、国民主義を「攘夷主義」だと攻撃する「宗教的非国民論者」に厳しく反論して、「是れ全く宗教的博愛主義の迷溺と貿易的個人主義の謬妄とに出で、現今の世界は国民を以て本位となすことを忘却したるの過なり」と論じていた。そしてここでもあらためて彼は、「真正の博愛主義と真正の国民主義は併行はれて相悖るものに非ず」と確認するが、その意味するところは彼によれば、国民的観念を忘れた博愛主義は「所謂宋襄の仁」に他ならず、むしろ何よりも先ず国民主義の力によって「横暴侵掠を遠くする国民の跋扈を防」ぐことこそ、「人類の福祉」のための先決条件でなければならぬ、と説かれていた。彼はこれを、「正義に依りて国民の独立を全くするは、博愛を行ふの秩序なり、順路なり」とも説明する。おそらくこの時、彼の脳裡にはヴァッテルが、特にその「正当なる内政干渉」の教義があったであろう。しかし「横暴侵掠を遠くする国民」とは、既に特殊に韓国をめぐるロシアの動きを指したものではなかったか。となると、右のヴァッテルの教義はここに至って、かの「東洋建国の師表」云々のテーゼと合流し、重なり合って彼を鼓舞する役割を果すことになったとも推測される。換言すれば「東洋建国の師表」の観念は、国際公法の「正義」に裏付けられて、俄かにキナ臭さを帯びるに至ったともいえよう。

続く第二回の部では、もはや国民主義の重要性をそれとして説くよりも、むしろ欧州諸国がいかに極端にまで「国民

主義的」であるか、数々の実例を列挙して見せるが、そこには、「欧州列国の国民主義は消極的より積極的に進み、自衛的より侵掠的に転じたり」と明記した一行も見出される。また彼はこの直前の時期に「横浜在留外国人」が条約改正に反対する決議を発表した事件にふれて、「其国民利益を保たんとするが為めには、公法上の正義、他国の権理を犠牲にして顧み」ないものと、これに激しい非難を加えていた。もはやこれ以上に個々の紹介は省略するしかないが、ともあれこのようにその内容を追ってみれば、結局のところこの社説一篇の趣旨、最終的な要約は次の一節にあることが理解されるものといえよう。

故に今日の国権は剣を執って其背に立つ者あるに非ざれば、以て揖讓の礼を行ふべからず、若し兵馬の力能く列国と争ふに足らんか、条約を改正するに於て何かあらん、偏に外人と交親して其の恩恵に依って国を立てんと欲するが如きは、徒に外人の輕侮を招くに過ぎず。

「剣を執って」云々、また「兵馬の力」云々、たしかに穩やかではない文言も目につくとはいへ、直ちにそれが「侵掠的」対外策を意味したとは考え難い。これがぎりぎりのところ、彼の「自衛的」国民主義であった。

そのような意味で、彼の対外認識はなおある種の健全さを失っていないと評することもできよう。それが一つには條約問題でしたたかに意識させられたところの欧州の諸列強に対する日本の弱小性の点に背景をもつことはもとより否定する必要もないが、単にそれに止まらず、むしろより内在的に彼の思考に即して考える時、彼の有機体論的ないし共同的な社会観との関連が、重要な意味を持ったとするのが筆者の解釈である。先にヴァッテルにもふれて論じた通り、全体と個、つまり世界と各国との関係において少なくともその「兩立」ないし「調和」を重視する限り、無制約的な自己主張を肯定することには困難が伴うのではないか。しかもヴァッテルのみならず羯南においても、そのような共同体論的な世界認識の背後に、あるいはこれと切り離せない要素として、「正理」つまりは正義への最終的な信頼があ

ったことを指摘しておくべきであろう。それはいわゆる古い自然法の世界と不可分の要素であった。羯南についてその点は対外觀に限らず本稿の随所にふれることになるが、たまたま時期を同じくして書かれた社説「正義を宇内に申べよ」(23・9・13)の中にも、次のような一節が見られる。

今日の人、口を開けば則ち云く、力の在る所は義の存する所なり、権の帰する所は理の行はる、所なり、……吾輩を以て之を見れば、是れ只だ今日まで来る所の勢のみ、傾きのみ、日本なる此国は正義を以て一国の宗帰となさざる可からず、正義を以て世界の正宗となさざる可からず。

ともあれ、先に見た「国民論派」の宣言の中で、その「大旨」として謳われた世界と日本とのあるべき関係とは、より具体的にその内容あるいは含意を検討してみれば、少なくとも以上の如き対外認識を凝縮した上に成立したものであったと考えられる。すでにしてそこにも、彼独自の思考のあり方について、若干の側面はこれを窺い知ることができるといえよう。⁽¹⁹⁾

「第一節」一註

- (1) 出典は「序」の註(3)に同じ。
- (2) 「国民主義」の語が最初に彼の政論の中に登場するのは、おそらく「政海一片の黒雲」(21・5・16)であった。
- (3) ブルンチュリのこの議論も、右の(1)と同じ第二編第四章の中にある。羯南が「宇内主義」と称しているのは、おそらく「世界主義」というほどの意味と思われるが、「序」の註(3)に示した通り、ブルンチュリはそのタイトルで、Nationalitätに對置するものをHumanitätとしたあと、カッコ付きでこれにInternationalitätの語を書き添えていた。そして、人類は当面のInternationalitätの世界からHumanitätの世界に向けて進化するものと見るのがブルンチュリの議論であった。羯南は特にこの区別を意識することなく、両者を含めた意味で「宇内主義」を「国民主義」に對置したといえよう。それもまた彼のペシミズムを促した一因であったかに推察される。

(4) E・ヴァッテルの名が日本近代史の場に登場することは少ないが、念のため若干紹介しておくとするれば、十八世紀の半ばに書かれたその主著『国際論』は、自身の外交官としての経験をも豊富に盛り込んだ上にかも体系的な書物としていち早く英独語に翻訳され、外交実務家の間にも広く愛好されて、十九世紀に至ってなお類書の追従を許さぬ地位を誇ったとされる。一通りの紹介としては、例えば松隈清『国際法史の群像——その人と思想を訪ねて』（酒井書店、一九九二年）の第一章「啓蒙期の国際法学」にヴァッテル論がある。

(5) 同右『国際法』序論第一五項。

(6) 逐一出典を記すことは省略するが、内政干渉の問題は同右書、第二編第四章、第五章で扱われている。

(7) 田畑茂二郎『国際法』、岩波全書、一九五六年、五〇―六〇頁。同書は専らヴァッテルの自然法論者たる側面を論じている。

(8) N. G. Onuf: *The Republican Legacy in International Thought*. Cambridge University Press, 1998. その第二部が“Vattelien Themes: the Legacy of Atlantic Republicanism”と題われ、また特に第六章の主題が“Intervention for common good”である。なお、この文献については、酒井哲哉「日本外交史の『古き』と『新しい』」（『国際関係論研究』第13号、一九九九年）に紹介がある。

(9) ここに「第一基本法」、「第二基本法」と訳したものは、それぞれ“la première loi générale”“la seconde loi générale”であり、序論の第一三項、一五項に提示されている。なお、ヴァッテルにも見られたような「共和主義的」な世界像の認識はリベラリズム以降の時期に至って、その左派の中に受け継がれてゆくと説かれる。

(10) 勢力均衡論については、例えば同右書、第三編第四七―四九項を参照。

(11) 参照、J. J. Manz: *Emer de Vattel. Versuch einer Würdigung*. Schulthess Polygraphischer Verlag. Zurich, 1971. この書物は第三部後半でヴァッテルの内政干渉論を扱っているが、特にその末尾（第二章第八節）“Gemeinsamkeit der individuellen Freiheit und der souveränen Gleichheit”一五五―一五六頁に論ずるところは「ヴァッテルと羯南」（また特に羯南の自由観）の問題を考える上で、まことに示唆的といえることができる。

しかし一方的に両者の近さのみを指摘するのも行き過ぎであろう。本文でもふれたが、羯南は「天賦人權」を積極的には主張しない。一方ヴァッテルにもとより「国民主義」云々の発想はない。先のブルンチュリに対すると同じく、羯南の「主体的」な接近の特徴は否定すべくもない。先廻りしていえば、羯南の思考を最も基礎的に支えたのは、彼なりの理解における儒教であったとなすのが本稿の最終的な論点である。

(12) 羯南がこの文脈で使用する「博愛主義」の語もその含意するところは多様であるが、一つにはブルンチュリのいう *Humanität*（右の註(3)参照）の訳語であったと思われる。彼はこれを「国家的の国民」に対置さるべき「人類的の個人」（の世界）とも説明す

ることがあった。しかもブルンチュリがここに Humanität の語を使ったについては、国際法の長い歴史との関連を考えることができよう。田畑前掲書によれば(第一章第一節)かのグロチウスに先立つヴィトリア、スアレス、ゲンチリ等、「形成期」の国際法論者において、国際法思想の根底にあったのは「自然理性」(naturalis ratio)の妥当する「人類社会」(societas humana)の觀念であったとされ、グロチウスにあつても、「国際社会は基本的には人類社会として考えられていた」と指摘される。つまりブルンチュリの用語としての Humanität も、このさう societas humana との意味的なつながりを持つものではなかったか。とすればその限りで、「博愛主義」という羯南の用語との語感の違いは大きい。

ちなみにブルンチュリの『政治学』第二編第四章(右の註(3)参照)の邦訳(中根重一訳『独逸学協会雑誌』所掲、一八六七年)では、そのタイトルが「族民主義、宇内共和主義及人性若クハ人情主義」と訳されている。苦心の訳であることは認めるにしても、やはり Humanität と Internationalität の差は理解されていないという他あるまい。

(13) J. Novicow: La politique internationale, 1886

(14) 一つの方向として、「殖民」に対する彼の関心は早い時期から明らかであった。例えば、「人口の蕃殖」(全二回、21・11・8)、
「殖民の必要並殖民の場所」(全二回、21・11・15)などを見よ。

(15) ブルンチュリの有機体論についても、山田前掲論文、特に(上)一四四—一四五頁を参照されたい。

(16) 彼は続いてこの点を次の通り説明していた。「吾人理想的の思想は久しく博愛の天を望むと雖も、歴史上の意思は常に独立の地を走せり……上古の時代に在りては、博愛は僅に家族の間に止りて他の家族の間に及ばず。漸く進歩して博愛は部落の間に及ぶとも、未だ他の部落に及ばず。既にして稍々国家を成すに及びては博愛は広く国家の間に行はる、に至りたれども、然れども未だ全く他の国家に共通するに至らず」(二七三頁)

(17) 村上淳一「ナショナリズムとフェデラリズム—ドイツ人の近代」(『国家学会雑誌』第一〇〇巻第五、六号、一九八七年)一七一頁参照。

(18) J. Ferry: Le Tonkin et la mère patrie: Témoignage et documents, 1890. (陸羯南訳『フェリー氏東京殖民論』一八九一—一九二一年)

(19) 先にふれた「東洋建国の師表」の語について、より直接的な彼の考え方を示す資料を若干補っておきたい。①「上海水兵事件を聞いて感あり」(21・7・31)——「吾輩は同人種保存の上に於て此の両大国(日本と清国、筆者註)親睦の必要を知る、両大国独立の上に於て彼我親睦の必要を知る、我国富強の上に於て彼我貿易の必要を知る、而して我自ら我の優等者たるを許さば、親睦の道、我より之を求めざる可からざるを知るなり。」②「高麗半島の現状」(21・12・12)——「故に此半島をして朝鮮人の朝鮮たらしむるは、独り朝鮮の爲めのみならずして、其対岸に屹立せる日本帝国の爲なりと謂はざる可からず……吾輩は日常自国の富力と武力とを賭して

他国の事に干渉するを欲する者に非ずと雖も、自国の利益を維持するが為めには、時有りてか之を取らざる可からずと断信する者なり。」③「通漁規則、日韓の關係」(23・1・13)——「苟も東洋の一雄国とし千古の間に特立せんと欲すれば、假令侵略主義を挾みて宇内を蹂躪せんとする露独の政略には倣ふ可からざるも、博愛主義を奉じて世界を匡正せんとする米国の行為は学ばざる可からず……假令此の隣邦の危亡傾敗は問ふ所に非ずとするも、此の邦一折露に入らば其危亡傾敗の現勢は旋りて我国に及ぼんとす、然らば則ち我国の朝鮮に対する、自ら先導者たり保護者たるの位地に立ち、誘掖提撕勉めて之との關係を厚くし、其れをして独立の基礎を鞏固ならしめ、永く此半島を失はず、以て我西方の牆壁たらしむることを怠る可からず。」④「朝鮮論、韓商の愁訴」(23・2・10)——「露の目的は侵略的なり、清の目的は史伝的なり、而して日の目的は商業的なるに外ならず……若し日本政府にして外交に鋭進し、博愛主義を実施するの政針あらば……。」⑤「殖民事業、榎本氏」(23・8・21)——「干戈は以て東洋の平和を維持するに足り、經濟は以て東南洋の商權を占むるに足るの用意実に急なり。」

以上、「博愛主義」の兩義的な性格は到底これを否定することができないものといえよう。